

県立学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書（概要版）

第1 事案の概要

県立学校（以下「当該学校」という。）に通う2年生の生徒（以下、当該生徒という）は、スクール相談員に対し、関係生徒らとの人間関係の悪化を申し立てた。当該生徒は、遅刻、早退及び教室に入れない状況が続く、欠席するようになった。当該生徒は転学的意思を示し、当該学校と当該生徒及び保護者との面談において、保護者から関係生徒らによるいじめの申し立てがあった。その後、当該生徒はいじめを理由とし転学に至ったため、当該学校いじめ防止等対策第三者委員会（以下、「第三者委員会」という）にて調査を行った。

第2 調査組織について

当該学校いじめ防止等対策第三者委員会（弁護士1名、学識経験者（教員OB）1名、臨床心理士1名 計3名）

第3 調査結果について（調査期間：令和6年3月22日～令和7年4月28日）

（1）被害の申し立て内容と事実認定、いじめの有無

【人間関係】当該生徒：A 関係生徒：B～F

符号	被害の申し立て内容（概要）	事実認定	いじめの有無
①	5人から嘘をついたと責められたこと	認定	有
②	関係生徒Bから「修学旅行には一緒に行きたくない」と言われたこと	認定	有
③	インスタグラムの投稿が削除されたこと	認定	有
④	当該生徒が嘘を言ったことが、クラスの男子に拡散されたこと	認定できず	—
⑤	当該生徒が一人悪者になったこと	認定	有
⑥	関係生徒BとDの視線が厳しかったこと	認定	有
⑦	修学旅行の部屋や新幹線の座席の決め方は関係生徒Bの発言によるものであったこと	認定できず	—
⑧	関係生徒Bの母親の自動車に当該生徒が乗せてもらえなかったこと	認定できず	—
⑨	当該生徒がクラス内で総スキャン状態だったこと	認定できず	—

（2）いじめと不登校及び転学との因果関係

関係生徒BないしFによるこれらの行為が、当該生徒が転学することとなった原因の全てであるとまでは判断できないものの、少なくとも影響を与えたといえる。

第4 当該高校におけるいじめ対策に関する第三者委員会の所見

1 いじめへの初動対応について

当該生徒がスクール相談員へ相談した直後から、当該学校は人間関係のトラブルとして対応を開始し、その後、当該生徒が早退することが多くなったことで大きなトラブルに発展する可能性を考慮して第1回校内いじめ防止等対策委員会を開催するとともに、関係する生徒へ聴き取りを行うなど、迅速に対応した。

また、第三者委員会による調査によって、当該生徒の担任やスクール相談員等に対する信頼が非常に厚いこと、ゆえに当該生徒が彼らに対し素直に悩みを相談でき、また聴き取り調査に対しても臆すること無く事実や認識を語ることができたことも見えてきたのであり、当該学校としての教育の姿勢

及びいじめ防止対策に向けた努力が窺われた。ただ、本件における当該学校の対応は、当該生徒が修学旅行へ参加できるようにするために、周囲の受入体制を整える指導になっていた。当該生徒からいじめであるとの訴えがなく、当該生徒がグループメンバーに謝罪して関係を修復して修学旅行に参加したいという意思を担任に示していたという当時の状況から考えた場合、当該学校がこうした対応を行ったことについては理解できる部分がある。

これらの対応を通じて、当該生徒たちの人間関係の修復が図られれば良かったが、当該生徒は、一時は仲直りできたかと思えた関係生徒E・Fからも再び距離を置かれたと感じるなど、人間関係の回復やその見通しを感じられず転学を決断するとともに、その状況が後の保護者から当該学校に対する発言へつながっているものと考えられる。

本件で当該学校は、いじめと判断して対応することで却って人間関係の修復を困難にしてしまう可能性を考えたが、後にいじめ重大事態となり、いじめと認定できる事実があったことから考えると、いじめ事案としての対応をしていくという選択肢が有効な方法であったかもしれないという点については検証が求められる。

すなわち、本件では、当該生徒がグループ内で孤立していた構造は早い時期から把握されていたのであり、関係生徒BないしFに対しては、当該生徒に非があることを理由としたいじめとなっていないか、との問題意識をもって指導する余地があったのではないかな。

また、当該生徒に対して一層の心理的フォローが出来たのではないかな、合わせて、当該生徒が希望したとおり謝罪の会を設定するなど、対象生徒同士の人間関係の修復または再構築に直接的に踏み込む指導ができたのではないかな、振り返りを行うことが望まれる。

2 事実関係の掌握と保護者との連携について

当該生徒の言動がトラブルのきっかけとなっていること、当該生徒及び保護者が2週間程度という極めて短期間で転学を決意したこと、いじめの訴えや転学の届け出後に保護者と速やかに連絡がとれない状況であったことが、本件の特徴として挙げられる。

当該学校と保護者が協力して生徒本人のために手を尽くすという体制が望ましいし、当該学校が説明した本件の内容に対し納得いただけていないことも課題である。

具体的な事実・情報を出来るだけ詳細に集めることが、当事者生徒らに状況を理解させるうえでも、また保護者に理解・協力を求めるうえでも重要である。

そうした情報をできるだけ早期から当該学校と保護者が情報共有して、生徒本人のための対応とともに取り組んでいくことが望ましい。

3 再発防止に向けて

(1) 「いじめ」定義等の全教職員の共通理解と全生徒への周知について

平成29年3月の国の基本方針改定では、いじめの定義に関し、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとされ、同年8月に改定した県基本方針でもこれに準じている。

過去の生徒間の関係から許容範囲のやりとりであるとか、相手から自分に対しても同じことをされたことがあるという経過が仮に存在していたとしても、その後行われた行為がいじめに該当しないわけではなく、従前の経緯はどうあれ、その後の行為によって相手が心身の苦痛を感じている以上はいじめに該当し、それが相手の生命、身体、人生に深刻な影響を与えることになり得ること等について、定期的に生徒に周知するべきと考える。

また、被害生徒及び保護者からいじめという言葉が出ていない場合でも、状況からいじめになりうる可能性が考えられる場合には、たとえ被害生徒の言動が当初の原因となって招いたとという事態であり、被害生徒自身が関係生徒への謝罪や関係修復を望んでいる状況であったとしても、いじめの可能性により重きを置いて調査や聴き取りを並行して行うなどの対応も検討していくことが求められるものと考えられる。

(2) いじめや人間関係トラブル発生後の対応について

当初より当該学校は、当該生徒らのために組織的に対応していた。一方で当該生徒は、自分が周りから受け入れられたり、関係生徒らとの関係が回復したりする実感が得られなかったものと推察できる。

当該学校が生徒の人間関係にどこまで踏み込むかについては慎重さを求められるが、本件のように、生徒が教職員に具体的な希望を述べ、いじめの構図が見える状況において、当該学校には踏み込んだ指導が求められる。

そうした状況において当該学校や教職員が、聴き取り・見立て・指導・学校生活や心の面へのフォロー等を適切に行い、生徒間の人間関係修復・再構築をできるような対応方針について検討された。

(3) いじめ防止基本方針の確認・改善と再発防止の取組について

これまで述べたことを踏まえ、当該学校の「いじめ防止基本方針」の内容や予防のための具体的な取組について点検・改善することが望まれる。

また「いじめ防止基本方針」の周知徹底や、事案発生時の対応力を高めるために、定期的あるいは事案発生時などの機会をとらえて教職員の研修会を設けるなど、本件を教訓として再発防止に努めていく必要がある。